

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案に係る意見書の提出について

今帰仁村公告第 14 号での公告の、今帰仁農業振興地域整備計画の変更案について、令和8年3月11日までに、下記により意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出及び問い合わせ先

今帰仁村役場 2階 経済課
今帰仁村字仲宗根219
電話:0980-56-2256
FAX:0980-56-2105
メール:nousei01@vill.nakijin.lg.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1)提出方法

経済課窓口への持参又は郵便、ファックス、電子メールのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。(日本語表記のみ)

(2)住所等の表記

個人が意見書を提出するときは、住所、氏名、電話、法人が意見書を提出するときは、法人名、代表者名、担当者名、事務所の所在地を記載してください。

(3)意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。但し、特定の個人が認識しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(4)意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(5)その他

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。

令和 年 月 日

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案に係る意見書

今帰仁村長 殿

住所

氏名(会社名)

担当者(会社)

電話

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案について、下記のとおり意見を提出します。
なお、意見提出において下欄の注意事項を読み、当該注意事項について全て承諾いたします。

記

意 見

注意事項

1意見書の内容を公表する場合もあります。

特定の個人が認識しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

2意見書に対する個別の回答は行いません。

今帰仁農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告いたします。

3今帰仁農業振興地域整備計画の変更案に対する意見に限り、意見書の提出ができます。